○農林水産省告示第三千四十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日　農林水産大臣　林　芳正

平成二十六年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
北海道及び東京都の区域	八二、二二〇円　七四、〇〇〇円　六五、七八〇円　五七、五五〇円　四九、三三〇円
茨城県の区域	一八四、五二〇円　一六六、〇七〇円　一四七、六二〇円　一二九、一六〇円　一一〇、七一〇円

○国土交通省告示第千二百一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社日建学院から住所を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　住所の変更

変更前	東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号
変更後	東京都豊島区池袋二丁目三十八番二号

二　変更する年月日　平成二十五年十一月二十六日

○海上保安庁告示第二百十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度五八分二六秒東経一三二度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五五分五一秒東経一三三度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度二二分〇五秒東経一三三度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年一月十二日から平成二十六年一月二十八日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

○環境省告示第百十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日　環境大臣　石原　伸晃

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平千三十一	その他雑種地	刈払い
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平千百四十七―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二千百七十四	畑	除草、深耕又は反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二千百七十九	畑	除草、深耕又は反転耕及び地力回復措置
福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平二千百八十	畑	除草、深耕又は反転耕及び地力回復措置

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第五十一号（平成二十五年十二月二十七日発行）及び十管区水路通報第五十号（平成二十五年十二月二十七日発行）

○海上保安庁告示第二百十四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 117　れぶん」を「PL 117　するが」に改める。

附　則

この告示は平成二十五年十二月二十七日から施行する。